

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寒川町長 木村俊雄

市町村名 (市町村コード)	寒川町 (143219)	
地域名 (地域内農業集落名)	北部地区 (大蔵、小谷、小動、宮山、倉見)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 3月 16日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念される。高齢の担い手が担う農地を次の世代へ円滑に引き継ぐために、小規模エリア単位で土地利用意向の確認を継続して行う必要がある。

農道が狭い、小規模、不整形など作業効率の悪い土地、沼地などは基盤整備等により条件を改善し、認定農業者や新規就農者など地区内の新たな担い手の確保につながる利用しやすい土地の集積・集約を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用については、集約化や再分配により農地の大区画化や耕作条件の改善を行うことで認定農業者、新規就農者など意欲のある担い手を呼び込み、遊休農地の利用促進と発生を抑止を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
開発が進んで住宅地が迫ってきており、地区内の耕作条件悪化が懸念されることから、農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の認知度が低いため、広く周知し認知度を高めたうえで農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道が狭い、小規模、不整形など作業効率の悪い土地が多いため、関係者の合意形成を図り、段階的に基盤整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業協同組合など関係機関と連携して、地域内外から多様な経営体を募集する。生産する農地・販路の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作できなくなった耕作地を農業協同組合の関連会社等に委託することを検討するとともに、部分的な作業委託も検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--